

## 函館市廃棄物処理施設生活環境影響調査専門委員会設置要綱

### (設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条の2第3項および第15条の2第3項の規定による専門的知識を有する者の意見を聴取するため、函館市廃棄物処理施設生活環境影響調査専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- (2) 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- (3) 廃棄物処理施設 令第5条に規定する一般廃棄物処理施設および令第7条に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- (4) 申請書等 法第8条第2項、省令第5条の3、法第15条第2項および省令第12条の9に規定する申請書ならびに法第8条第3項、法第15条第3項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類をいう。
- (5) 設置に関する計画 法第8条第2項第6号に規定する一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画および法第15条第2項第6号に規定する産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画をいう。
- (6) 維持管理に関する計画 法第8条の第2項第7号に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画および法第15条第2項第7号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画をいう。

### (対象となる廃棄物処理施設の種類)

第3条 専門的知識を有する者への意見聴取の対象となる廃棄物処理施

設は、令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設および同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場ならびに令第7条第3号、第5号、第8号、第10号の2および第11号の2から第14号に規定する産業廃棄物処理施設とする。

(所掌事務)

第4条 委員会は、市長の求めに応じ、申請書等に記載された設置に関する計画および維持管理に関する計画が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるか否かについて、次に掲げる事項に関して調査審議する。

(1) 廃棄物の処理に関する事項

(2) 大気質、騒音、振動、悪臭、水質および地下水への影響に関する事項

(3) その他生活環境への影響に関し必要と認められる事項

2 委員会は、前項に掲げる事項の調査審議の結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第5条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が指名する。

2 委員は、その者の指名に係る事項に関する調査審議が終了したときは、指名を解かれるものとする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じ召集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長は、委員の都合により会議を開催することが困難であると認めるときは、調査審議に係る書面を各委員の所在する場所に持ち回る書面会議の方法により調査審議し、会議の開催に代えることができる。

5 会議は非公開とする。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、環境部環境対策課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 「函館市廃棄物処理施設設置等専門委員会設置要綱(平成14年12月1日施行)」は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月18日から施行する。